

報告第 4 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 23 年 6 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

社団法人足立区シルバー人材センターの助成等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年4月1日

足立区長 近 藤 弥 生

社団法人足立区シルバー人材センターの助成等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 2 3 年 4 月 1 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区条例第 2 5 号

社団法人足立区シルバー人材センターの助成等に関する条例の一部を改正する条例

社団法人足立区シルバー人材センターの助成等に関する条例（平成 1 5 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

第 1 条中「社団法人」を「公益社団法人」に、「創出」を「充実」に、「雇用」を「社会参加」に、「促進」を「推進」に改める。

第 2 条中「一般社団法人」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号）第 2 条第 1 号に規定する公益社団法人」に、「第 4 6 条」を「第 4 1 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。